

## 新潟家庭裁判所委員会(第26回)議事概要

### 第1 日時

平成28年7月7日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】(五十音順, 敬称略)

石田央, 梅津昭彦, 江花カヨ子, 貝瀬伸一, 古塩充, 小島健太, 佐藤克哉, 佐藤陽一(委員長), 高木伸幸, 高・一成, 田口紀子

#### 【委員以外の裁判所出席者】

沓掛遼介裁判官, 河野郁江首席家庭裁判所調査官, 工藤敏之首席書記官, 仁瓶正人次席家庭裁判所調査官, 新田一男次席書記官, 哥安祐家事訟廷管理官, 遠藤久子少年訟廷管理官, 佐藤雅史事務局長, 田崎徳行事務局次長

### 第4 テーマ

少年の立ち直りに向けた活動について

### 第5 議事

- 1 新委員からの自己紹介
- 2 テーマに関する説明

裁判所出席者から, 少年の立ち直りに向けた家庭裁判所の教育的な働き掛けについて, 具体的な事例を挙げながら説明が行われた。

#### 3 意見交換

(委員長)

裁判所からの説明を踏まえて, 活発な議論をお願いしたい。

(委員)

少年事件の「事件」には, 法律に違反したもの以外にどのようなものが含まれるのか。

(裁判所出席者)

法律に違反した事件の他に, ぐ犯とって法律を犯す虞のある場合も少年

事件に該当して家裁に送致されることがある。

(委員長)

罪を犯した少年だけでなく、犯罪性の高い人と交際しているなど、罪を犯す虞のある少年が家裁に送致されてくることもある。送致されれば家裁は少年の非行性や要保護性について審理を行うことになる。

実際に罪を犯していないのに送致される場合があるということが成人の場合と大きく違う点である。

(委員)

裁判所から『どう分析するか～非行のメカニズム～(BPSモデル)』について説明があったが、非行少年についてBPSのどの要素が強いと印象を持っているか。

(裁判所出席者)

B(生物学的要因(生物・医学レベル))の要因だけで非行に至るという例は少ないと思う。P(心理学的要因(うけとめ))とS(社会学的要因(環境))の要因が加わって非行に至っているとの印象であるが、ただし、今までは非行のメカニズムを分析する時に、Bに対する着目が他の要素に比べると弱かった。その反省も踏まえ、現在はBの要因を抱えている少年が増えていることもあり、以前よりはBの要因に着目するようになっている。

(委員)

Bは具体的には何を指すのか

(裁判所出席者)

発達障害、知的障害等が中心である。発達障害等の確定診断がされていなくてもその傾向がある少年が増えていると感じている。

(委員)

全国的に少年事件は減少しているが、重大事件が報道され世間的に注目されたり、再非行者率は高止まりしているとの説明だったが、新潟県内においても重大事件や再非行は増えているのか。

(裁判所出席者)

再非行者率の統計は取っていないので正確な数字は答えられないが、感覚では、軽微な事件も含めると二、三割で、以前と比べても再非行者率は下が

っていないと認識している。新潟県内の重大事件はそれほど多くはない。

(委員長)

新潟県の特徴は、殺人や強盗などの重大事件は全国平均より少なく、比較的軽微な事件が多く割合を占めている。

(委員)

裁判所から説明があった『最近の少年の特徴にあわせた教育的（保護的）措置の取組』について、例えば、「こういう生活経験が足りないと、こういう非行に走る傾向がある。」、「最近の少年はこういう側面の知識や情報が偏っている。」など具体的に説明してもらいたい。

(裁判所出席者)

SNS等の情報は少年の方が多く持っているが、その情報や知識が必ずしも正しいとは言えないことがある。例えば、わいせつな画像をツイッターにアップする等の非行は、そのようなツールを利用する知識はあるが、名前を出さなければ発覚しないだろうと思っており、知識の偏りの一つと言えるのではないか。また、経験が少なく相手の気持ちに思いが至らない少年もいるが、そういう少年については、調査の中で相手がどう思っているかを考えさせると、相手の気持ちに気付くこともある。

(委員)

新潟県弁護士会で「学校へ行こう」という取組みを行っている。最近はSNSの危険性について説明してほしいとリクエストされることが多い。その時は、実際に検挙された事例を紹介しながら話をすることがある。弁護士会だけでなく、裁判所も一緒に学校に行くなど協力していただけるとありがたいので、よろしくお願ひしたい。

(委員)

最近子供の貧困が問題になっている。子供の非行の原因が家庭の貧困にある場合、裁判所ではどのように対応しているのか。

(裁判所出席者)

子供の貧困の場合、生活保護を受けていたりして家庭の経済力が低いことが明確に分かることはそれほど多くない。生活保護は受けていなくても経済的基盤が脆弱な場合がある。例えば、両親が共働きでも、家庭内で何かアク

シデントがあると家庭生活が危うくなる場合がある。共働きで帰宅の時刻が遅かったり、夜勤だったりして親の目が少年に届いていないときは、少年に直接働き掛ける教育的措置の他に、親が公的機関に支援を求められるように、どう社会資源につないでいくかということが家庭裁判所でやっている働き掛けの一つである。生活保護を受けてもいいのに受けていない家庭や、少年のきょうだいにも障害をもった子がいるのに適切な医療に結びついていなくて大変な思いをしていたり、家族の介護をしている等の社会的要因がある場合は体験型の教育的措置ではなく、個別に関係機関につないでいくことになる。場合によってはボランティアの援助を受けたり、保護処分にして保護司の協力を求めることもある。

(委員長)

関係機関との連携は以前から行っていたが、それをさらに進めていきたい。NPOや子供シェルターなどあるがまだ十分ではない。活用できる選択肢は多ければ多いほどいいので、委員の方には、協力していただける社会資源を教えてもらえるとありがたい。また、補導委託でも以前は住込みで働いて鍛えてやろうという受託先もあったが、今は少年が逃げ出したりするので難しくなっている。少年が今までの生活のあり様を変えて、親元から離れて、あるいは、通いで、仕事をして自信を付けさせることが大事なことである。委員の方には、併せて補導受託先も紹介してもらいたい。

(委員)

若年や成人に近い年齢の少年に特徴はあるか。

(裁判所出席者)

年齢で目立った特徴はない。新受事件で1番多いのは窃盗だが、窃盗は年齢に関係なく1番多い。

増えてきた事案は物を壊す等の粗暴非行である。言葉で指導をするとかんしゃくを起して学校内の物を壊すような粗暴犯が低年齢で増えていると指摘されている。全体的には性非行も増加傾向にある。

非行年齢は全国では15～16歳が多いが、新潟県は17～18歳が多い。

(委員長)

年齢で非行内容に顕著な傾向があるわけではない。以前は共犯事件も多かったが、最近では子供同士の関係が希薄なのか共犯事件が減っている印象がある

(委員)

裁判所が説明した「最近の少年の特徴」は、非行を犯した少年だけの特徴ではなく、全ての若者の特徴である。その中でも犯罪に走る子供と走らない子供がいる。犯罪に走る子供は何故犯罪に走るのか、その原因を突き止めないと少年の非行はなくなる。社会はそういう特徴を持った子に犯罪に走る前の段階でどう接するかが大切である。

(委員)

教育的措置の担当者である家裁調査官の人数は足りているのか。また、ボランティアを活用した学習支援により、進学や復学をした少年もいると思うが、その段階で裁判所の役割は終わり、その後は経済的な問題が大きくなる。その場合裁判所としてはどのように対応しているか伺いたい。

(裁判所出席者)

教育的措置を行う1回あたりの少年の人数が少ないので家裁調査官の数は足りている。教育的措置のメニューは多ければ多いほどいい。バリエーションを持たせるために、個々の家裁調査官が工夫をしながら行っている。個別の働き掛けであっても、以前は言葉による説諭が中心だったが、今は視覚による効果を狙った方法やシートを使ったり、書かせたりするなどの体験を取り入れている。

学習指導は、去年は1ケースあった。その子は中学3年生で学校にはあまり行っていなかったが、高校には行きたいと希望を持っており、学習の習慣付けを行うことと、実際にどの程度の学力があるのかを見るために行った。勉強の効果を期待していたのではなく、学習する際の集中力や教えてもらっている大学生にどう接するのかを見極めたかった。結局、通信制の高校に進学した。

(裁判所出席者)

大切なのは、学習支援できっかけをつくることによって、例えば保護者が子供と関わっていく力を回復させるとか、次の資源に保護者がどうつないで

いくつかである。学習支援によって、子供もやれば伸びることが保護者や周りに伝わることによって、次の就学の機会を持たせられるようになればいい。家裁の働き掛けだけで全てが解決することはないが、一つのきっかけにはなっていると思っている。少年も、学習支援をしてもらった大学生を見て刺激になれば次につながりやすくなる。

(委員)

「交通事故防止講習」で行っている「被害者遺族講話」は、被害者の痛みが分かるいい取り組みだと思う。ただし、少年を育てるベースは家庭である。個別に家庭に働き掛けることが大事である。その他には学校との体制強化と連携も大事だと思う。

(裁判所出席者)

学校との連携については、少年が中学校に在籍している場合には、学校内での様子、出欠状況、成績、授業態度、仲間関係、家族関係及び一般的な学校での状況を問い合わせている。卒業生についても同様の照会を行っている。保護処分が必要な在校生は、家裁調査官が学校に出向いて、学校が今後のことをどう考えているか、裁判所に協力できることがあるか等を先生と直接話をしている。

中学、高校との連絡協議会は年1回行っている。本庁だけではなく、新発田、長岡、高田の三支部でも開催している。

(委員)

地域でのコミュニケーションや対話、声掛けも大切である。私の職場では食育や生命を育てる等の活動を行っているが、そういうところに少年を参加させて立ち直りのきっかけとすることはできないか。

(裁判所出席者)

食育教育を取り入れている少年院もある。また、食育の講義を行っている裁判所もある。

新潟県で年少少年の非行の割合が少ないのは、地域社会がしっかりしていて、大人からの声掛け等が機能しているからなのではないかと感じている。集団登校をしたり、同じ地域のおじいちゃんおばあちゃんの世代から子供たちが見えていたり、地域によってはいっしょに行事を行ったり、地域の大人

が子供に目を向けていることが送致件数が少ない大きな要因だと思っている。

(委員長)

農業や畜産の体験を通して動物と触れ合ったり，植物を育てたりすることで，その子にはそういう側面があったのかと，周りの大人だけでなく，少年本人も含めて新たな発見をすることがある。本日参加していただいた委員の方からもいろいろな機関を紹介していただきたい。そうすれば家裁の間口が広がって少年の立ち直りに大いに資することになる。よろしく願いしたい。

本日頂いた貴重な御意見，議論の内容を家庭裁判所の今後の実務の運用などの参考として役立てていただけるよう，家庭裁判所委員会としては期待することとする。

## 第6 次回期日等

### 1 期日

平成29年2月2日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 テーマ

裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進について